

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則  
岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課) 一  
(同) 二

## 規則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年岐阜県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「振興局長等」を「福祉事務所長等」に改め、同条第一項中「振興局長等（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「福祉事務所長等（県事務所長（岐阜地域福祉事務所長を含む。）」に改め、同項後段を削り、同条第二項及び第三項中「振興局長等」を「福祉事務所長等」に改める。

第十九条及び第二十条中「振興局長等」を「福祉事務所長等」に改める。

別記第二十五号様式中 「振興局長・福祉事務所長の総合意見」の総合意見

別記第二十五号様式の二を記す。

「振興局長・福祉事務所長の総合意見」

別記第二十六号様式中 「福祉事務所長の総合意見」を「福祉事務所長の総合意見」に改める。

「福祉事務所長の総合意見」

岐阜県公報 号外 毎週（火曜日）発行（休日に当たる）

平成二十七年四月一日

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県母子及び父子並びに専婦福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県母子及び父子並びに専婦福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十二号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「政令」という。」を削る。

第四条第一項中「振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）」を「県事務所に、」「振興局長等」を「県事務所長等」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「振興局長等」を「県事務所長等」に改める。

第六条及び第七条中「振興局長等」を「県事務所長等」に改める。

第八条の見出し中「振興局等」を「県事務所等」に改め、同条中「振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）」を「県事務所、岐阜地域福祉事務所」に改める。

第十一条第一項中「振興局長」を「県事務所長」に改める。

第十九条第一項及び第二十三条第一項中「振興局長等」を「県事務所長等」に改める。

別記第五号様式中「新用紙」を「県事務所紙」に改める。

別記第十二号様式及び別記第十三号様式の二中「振興局（事務所）長」を「県事務所紙」に改める。

別記第十三号様式から別記第十四号様式の二までの規定中「振興局（事務所）長

紙」を「県事務所紙」に改める。

別記第十六号様式中「振興局（事務所）」を「県事務所」に改める。

別記第十七号様式中「振興局（事務所）長」を「県事務所長紙」に改める。

別記第十八号様式中「振興局（事務所）長」を「県事務所長紙」に改める。  
別記第十八号様式中「振興局（事務所）長」を「岐阜地域福祉事務所長紙」に改める。

別記第二十九号様式及び別記第二十九号様式の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。  
別記第二十九号様式の二の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第三十二号様式中「平成 年 月 日」及び「平成27年4月1日」を「 年 月 日」に改める。

別記第三十五号様式、別記第三十七号様式の二及び別記第三十八号様式中「新用紙（事務所）紙」を「県事務所紙」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に提出された改正前の児童福祉法施行細則の規定による申請書その他の書類は、改正後の児童福祉法施行細則の規定による申請書その他の書類とみなす。

平成二十七年四月一日発行

発行者 岐阜市 岐阜県庁  
発行所 岐阜市 岐阜県庁

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社